

散歩のマナーを守りましょう!!

散歩のときに飼い犬がしたふんを放置したり、人家の玄関前でおしっこをさせたりして、近隣住民の方とトラブルになるケースが増えています。

**道路や公園はトイレではありません！
人家の玄関前などで、ふん・尿をさせないようにするのは
飼い主の当然のマナーです！**

1. 普段から家の中でトイレをしつけ、散歩の前にトイレを済ませましょう。
2. やむを得ず犬がふんをしたときは、必ず回収し、持ち帰って燃やすごみとして処分しましょう。おしっこをしたときは、すぐに十分な水で洗い流してください。
3. 犬をリードにつないで散歩させてください。長すぎるリードも危険ですのでやめてください。



「彦根市ごみの散乱およびふん害のない美しいまちづくり条例」により

ふんを放置した場合、2万円以下の罰金です!!

彦根市役所 市民環境部 生活環境課
〒522-8501 彦根市元町4番2号
TEL：0749-30-6116 FAX：0749-27-0395
E-mail：kankyohozen@ma.city.hikone.shiga.jp